

ボランティア案内板

第198号

2022.3.18

発行元：社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会・岐阜市ボランティアセンター
〒500-8309 岐阜市都通2-2 岐阜市民福祉活動センター内2階
TEL 058-255-5511 / FAX 058-255-5512



ボランティアセンターよりご報告

「福井市・岐阜市・奈良市 社会福祉協議会 災害時等における相互支援に関する協定」を締結しました

令和4年2月28日、オンラインにて、福井市社会福祉協議会と奈良市社会福祉協議会と本会が「福井市・岐阜市・奈良市社会福祉協議会 災害時等における相互支援に関する協定」を締結しました。

この協定は、協定社会福祉協議会（以下、社協）の地域内において災害が発生し、被災地社協が単独では十分な災害救援活動が実施できない場合に、協定社協間の職員の派遣や救援資機材の提供などについて定めています。

災害時に被災者を支援するための活動拠点となる、災害ボランティアセンター（※）を設置・運営するには、スタッフの確保や災害ボランティアの募集、地域への情報伝達、物資の調達などへの対応が早急に求められます。

そこで、被災地社協以外からの人的物的応援が必要となることから迅速に対応できる相互支援の体制を整備するため、同時に被災する可能性が低く、同規模（中核市）である三市間で協定を締結しました。

災害ボランティアセンターの設置・運営や、早期の復旧・復興、防災啓発活動に取り組むために、より一層市民の皆様、市社協、関係機関などが協力できる体制づくりに努めてまいりますのでご協力をお願いいたします。

※災害ボランティアセンター（VC）とは災害時に設置される被災者を支援するための活動拠点です。

被災地でのボランティア活動を円滑に実施するため、ボランティアを必要とする人と、ボランティアをしたい人の想いをつなぐ場所です。



協定を締結した岐阜市社協 神田定夫会長(右上)と福井市社協 吉田敏真会長(左上)と奈良市社協 福井重忠会長(下)

ボランティア案内板4月号は、4月20日（水）発行予定です。
ボランティア募集情報の掲載を希望される場合は、4月8日（金）までにご依頼ください。
依頼先：岐阜市ボランティアセンター 担当 山下 TEL058-255-5511 FAX058-255-5512

令和4年度

ボランティア活動保険・ボランティア行事用保険等の加入申込が、 岐阜市ボランティアセンター窓口にて始まりまして！！

※保険加入時には、岐阜市ボランティアセンターへの登録が必要になります。

※補償期間は令和4年4月1日午前0時から（中途加入の場合は、加入手続きの完了した翌日午前0時から）令和5年3月31日午後12時までの1年間



「ボランティア活動保険」改定のお知らせ

特定感染症重点プランを新設し、新型コロナウイルス感染症への補償を拡充します。新規加入の場合、従来のプランでは補償開始日から10日以内に発病した特定感染症に対しては補償の対象になりませんでした。特定感染症重点プランでは補償開始日から補償の対象となります。

		基本プラン	天災・地震補償プラン	【新設】 特定感染症重点プラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円			
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)			
	入院保険金日額	6,500円			
	手術保険金	入院中の手術	65,000円		
		外来の手術	32,500円		
	通院保険金日額	4,000円			
	特定感染症	補償開始日から10日以内は補償対象外		初日から補償	
地震・噴火・津波による死傷	×	○	○		
賠償責任の補償	賠償責任保険金(対人・対物共通)	5億円(限度額)			
年間保険料		350円	500円	550円	

「ボランティア行事用保険」「福祉サービス総合補償」および「送迎サービス補償」の改定はありません。

ボランティア活動保険に関するQ&A

- Q1 親子でボランティア活動を行っていますが、小・中学生も加入できますか？
A1 本人の意思でボランティア活動を行う場合は加入できます。
- Q2 学生です。ボランティア活動をすれば単位が取得できます。ボランティア活動の対象になりますか？
A2 免許、資格、単位等の取得のために行うボランティア活動は、自発的な意思によるものとは言い難く、対象になりません。
- Q3 夏休みを利用して体験ボランティアに参加します。ボランティア活動保険の対象になりますか？
A3 対象になりません。体験ボランティアは、他人のためという目的のほかに、活動者自身の経験のためという目的が含まれると考えられるため、ボランティア活動保険の対象にはしていません。
- Q4 休憩中や昼食時間にケガをした場合はボランティア活動保険の対象になりますか？
A4 指定された場所で、必要な行為であれば対象になります。ただし、ボランティア活動と関係がない、合理的ではないと判断される場合は認められず、補償の対象外となります。
- Q5 複数のボランティアグループに所属してボランティア活動をしている場合、それぞれのグループで保険に加入しなければなりませんか？
A5 複数のボランティアグループのうち、どこか1カ所まで加入手続きをすることで問題ありません。社会福祉協議会に登録がある他のグループにおける活動についても補償されます。